平成２８年（フ）第４５４号
埼玉県ふじみ野市大原２丁目３番17号　椿ハイツ102、申立時の住所埼玉県ふじみ野市大原２丁目３番17号　椿ハイツ102　関根方
債務者　小澤　純一
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５１９号
埼玉県坂戸市緑町３番11号　グリーンマンション205号室、前住所埼玉県坂戸市三光町40番地５　トキオコート坂戸503号室
債務者　吉田　宏一
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５２６号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区14棟503号
債務者　尾本　忠義
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５２８号
埼玉県ふじみ野市福岡中央２丁目12番12号
債務者　山田久里子（旧姓蔦澤）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５２９号
埼玉県川越市稲荷町６番地18（ブルーハイツＫ111号室）
債務者　長薗　一美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５３７号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目18番地５　パームガーデンⅡ　206
債務者　川井　郁美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５７号
埼玉県川越市大字砂1054番地５（クオーレ208号室）
債務者　鈴木　　奨
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０８号
千葉県山武郡横芝光町木戸9481番地42　リヴェール木戸浜201号室
債務者　高柳　　洋
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４号
千葉県旭市江ケ崎1493番地２　シンカワハイツＡ
債務者　芳賀　靖治
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０号
千葉県山武郡横芝光町横芝2171番地
債務者　川口　　和
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８号
新潟県柏崎市北半田２丁目２番27号　ケアライフ柏崎、住民票上の住所新潟県柏崎市槇原町５番20―２号
債務者　佐藤多惠子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
静岡県富士市中丸491番地の２　メゾン・ラフィーネⅡＢ―201号
債務者　堤　　利夫
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１９１号
静岡県富士市中丸491番地の２　メゾン・ラフィーネⅡＢ―201号
債務者　堤　富士子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第８８２号
愛知県春日井市八田町６丁目５番地15　サープラスⅢ朝宮105号
債務者　松元　和美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４０４号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字前田56番地
債務者　森山　良幸
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３８号
名古屋市東区芳野３丁目２番21号　アズ・ロワイヤル芳野６Ｂ号
債務者　山田　　薫
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部